

タンクローリー、ポリ容器又は温泉スタンドにより公共の浴用又は飲用に  
供される温泉の許可基準及び管理要領

- 1 タンクローリー又はポリ容器により供給された温泉を旅館又は公衆浴場等  
において公共の浴用に供しようとするとき
  - (1) タンクローリー又はポリ容器により供給された温泉を市の区域内に存す  
る旅館又は公衆浴場等において公共の浴用に供しようとする者は、温泉法第  
15条第1項の許可を受けなければならない。
  - (2) (1)の許可は、原則として、旅館又は公衆浴場等の浴槽ごとに行うものと  
する。
  - (3) (1)の許可を受けた後その施設又は使用する源泉を変更する場合は、新たに  
温泉法第15条第1項の許可を受けなければならない。
- 2 タンクローリー、ポリ容器又は温泉スタンドにより温泉を不特定多数の者に  
浴用又は飲用を目的として供給しようとするとき
  - (1) 市の区域内において、タンクローリー若しくはポリ容器に温泉を注入し、  
又は温泉スタンドを設けて温泉を不特定多数の者に浴用若しくは飲用を目  
的として供給しようとする者は、温泉法第15条第1項の許可を受けなけれ  
ばならない。
  - (2) (1)の許可は、原則として、タンクローリー、ポリ容器又は温泉スタンドご  
とに行うものとする。
  - (3) 一回当たりの温泉の供給量中の遊離硫化水素の量(温泉中の遊離硫化水素  
濃度(mg/L)×温泉の供給量(L))が200mgを超えるものについては、浴  
槽における中毒事故の危険性があることから、浴用の利用許可は行わないも  
のとする。
  - (4) 飲用を目的として供給しようとする場合は、「温泉利用基準」の「第2 飲  
用利用基準」に適合しなければならない。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。